

と、新租税特別措置法」を「第三十七条」と、同法」に、「新租税特別措置法第三十七条の九の五第一項」を「同法第三十七条の九第一項」に、「第三十七条の七」を「第三十七条」に改める。

附則第六十九条第十項中「おける新租税特別措置法」を「おける租税特別措置法」に、「新租税特別措置法」を「同法」に、「第六十五条の十二」を「第六十五条の八」に改める。

附則第七十五条第一項中「第十項及び第十二項（同項の規定により読み替えて適用する地方法人税法第十五条第一項に係る部分に限る。）」を「及び第十項」に改め、同条第五項を削る。

附則第八十条中「平成三十一年十月一日前に開始した」を「平成三十年四月一日前に終了した」に改める。

附則第八十四条第十項中「おける新租税特別措置法」を「おける租税特別措置法」に、「新租税特別措置法」を「同法」に、「第六十八条の八十三」を「第六十八条の七十九」に改める。

附則第八十五条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十項を削る。

附則第九十一条第三項を次のように改める。

3 前項の場合において、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第十五条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項において「平成三十年新租税特別措置法」という。）第八十七条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、新租税特別措置法第八十七条の三第一項及び所得税法等改正法第十八条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「新震災特例法」という。）第四十三条の二第一項の規定の適用については、平成三十年新租税特別措置法第八十七条第一項中「次条」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される次条」と、新租税特別措置法第八十七条の三第一項中「前条」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される前条」と、新震災特例法第四十三条の二第一項中「第八十七条の二」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第八十条の二」とする。

(地方自治法の一部改正)

第三百三十七条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の項第一号中「第七十条の六の四第二十項」を「第七十条の六の六第二十項」に改め、「第七十条の七第三十五項」の下に「(第七十条の七の五第二十六項において準用する場合を含む。)」を、「第七十条の七の四第二十項」の下に「第七十条の七の六第二十七項及び第七十条の七の八第十五項」を加え、同項第二号中「第七十条の六の四第二十項」を「第七十条の六の六第二十項」に改める。

(大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部改正)

第三百三十八条 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法(昭和六十三年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第三百三十九条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第三第六十六号中「第四項」を「第五項」に改める。

（総合特別区域法の一部改正）

第四百十条 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二款 課税の特例（第五十五条）」を「第二款 削除」に改める。

第四章第四節第二款を次のように改める。

第二款 削除

第五十五条 削除

第五十七条中「が認定地域活性化総合特別区域計画」を「（内閣総理大臣の認定を受けた指定地方公共団体をいう。以下同じ。）が認定地域活性化総合特別区域計画」に改める。

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部改正）

第四百四十一条 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第二項中「第六条第一項」を削り、「又は同条第四項若しくは」を「同条第四項の規定に基づく政令の規定、消費税法改正法附則第十六条の二第二項の規定又は」に改め、同条第三項第三号中「附則第十六条第三項」の下に「又は第十六条の二第二項」を加える。

附則第十一条第一項第二号口中「附則第十六条の二」を「附則第十六条の三」に改め、「附則第五条第六項（消費税法改正法附則第十六条第三項）の下に「又は第十六条の二第二項」を加える。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第四百四十二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第十三項若しくは第二十六項」を「第十七項若しくは第三十項」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第四百四十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同

じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。